

3 介護予防・生活支援サービスの推進

高齢者が活動的で生きがいのある生活や人生を送るためには、要支援の段階で積極的に支援し、要介護状態等にならないようにするため日常生活の自立を支援することが大切です。

市ではこれまで、要支援1・2の方や事業対象者¹⁰を対象に、リハビリテーション専門職の訪問等多様な社会資源を活用したサービスを展開し、高齢者の日常生活の自立を支援してきました。また、ケアマネジャー等の支援関係者の自立支援に対する理解を深める会議や研修を行うことで、高齢者がより自分らしい生活を送れるよう、ケアマネジメント¹¹の質の向上を図ってきました。

第10期計画においても、これまでの取組を推進していくとともに、不足している介護予防・生活支援サービスの担い手の確保に取り組んでいきます。

さらに、「元の生活」を取り戻し、あきらめていたことを再び出来るようになることを目指して高齢者が専門職の助言を受けながら、活動量の増加などの目標達成に向けた生活を送る新たな取組である短期集中予防サービス「元気アップ3か月チャレンジ」を重点的に進めます。

■主な取組■

取組	事業内容
① 自立に向けたリハビリテーション専門職による支援	運動機能が課題となっている高齢者に対して自立を促すために、リハビリテーション専門職が高齢者宅に出向き、自立に向けた支援を行います。
② 元気アップ3か月チャレンジ(短期集中予防サービス)の実施	高齢者に自分らしい暮らしを取り戻してもらえるように、リハビリ専門職による面談を主とした通所による短期間集中型の支援を行います。
③ 自立支援につながるケアマネジメントの支援	自立支援につながるケアマネジメントにより高齢者が元の暮らしに戻るよう、ケアマネジャー等の支援関係者の理解を深める自立支援型地域ケア会議や研修を行います。
④ 生活支援員養成研修の開催	訪問型生活支援サービスの担い手である生活支援員を確保しサービスを充実させるため、生活支援員の養成研修を開催します。

■指標と目標値■

指標名	単位	現状値	令和9年度	令和10年度	令和11年度

¹⁰ 要介護・要支援認定を受けていない人のうち、厚生労働省が示す「基本チェックリスト」により生活機能の低下が確認され、介護予防・生活支援サービス事業の対象となった人をいう。

¹¹ 介護や支援を必要とする人の状況や希望に応じて、必要なサービス等を組み合わせた計画を作成し、関係機関との調整や計画の見直しを行うこと。

基本方針2 地域共生社会の推進

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、地域の多様な主体が連携しながら支え合う地域包括ケアシステムの深化・推進が重要です。

市ではこれまで、独居や高齢者のみ世帯等が増加する中で、高齢者の生活を支える制度、サービス、住民活動といった「資源¹²」の整理や情報発信、新たな「資源」の創出に取り組み、お元気見守りボランティアによる訪問や住民同士によるゴミ出しなどの「資源」を活用して、高齢者が地域で自分らしい生活が送れるよう支援を行ってきました。

第10期計画においては、引き続き、高齢者の個々の困りごとや希望に合わせてニーズと地域活動を結び付ける活動を充実させていきます。

また、生活支援コーディネーターを中心に、地域活動を担う既存の団体への支援や新たな活動団体の立ち上げ支援を行い、世代を超えて住民同士で助け合う地域づくりを推進します。

さらに、医療・介護等の多職種や地域住民が協同し、高齢者の個別課題や地域課題の把握・解決に取り組む会議を充実させることで、地域に必要な資源の開発や支援体制の充実に向けた検討を進め、実効性のある政策形成につなげていきます。

■主な取組■

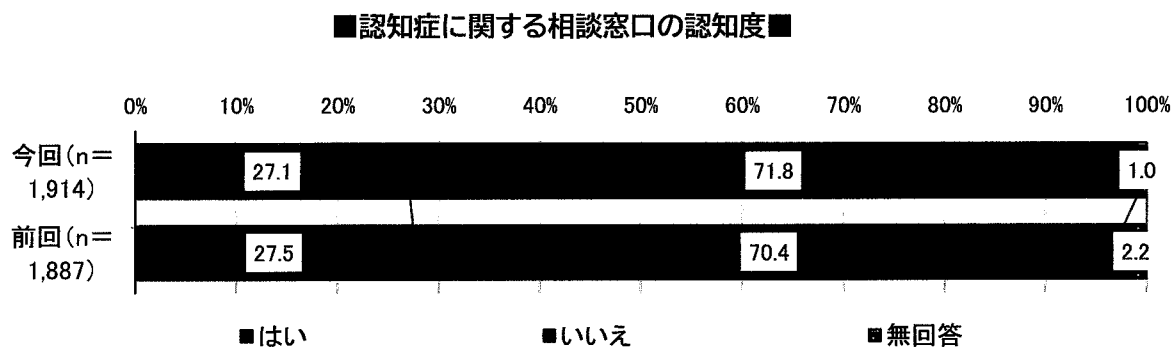
取組	事業内容
① 自立支援型地域ケア会議の開催	生活機能の低下がみられる高齢者の自立のために、多職種が参加し支援内容を検討する「自立支援型地域ケア会議」を開催します。
② ご近所支え合い会議の開催	高齢者が地域で安心して暮らせるように、地域の関係者や家族などが支援方針や役割分担などを話し合う「ご近所支え合い会議」を開催します。
③ 地域ケア推進会議の開催	高齢者に係る地域や市の課題を明らかにし、必要な対応を検討するために、高齢者の相談支援や介護予防に携わる専門職による「地域ケア推進会議」を開催します。
④ 生活支援コーディネーターによる支え合い活動の支援	高齢者の生活上の困りごとを地域で支えられるようにするため、生活支援コーディネーターが地域の支援者や資源をつなぎ、支え合い活動を支援します。
⑤ 支え合い活動を行う担い手の確保	地域で高齢者が安心して暮らせるように、生活支援コーディネーターが住民同士の支え合い活動を行う担い手の養成研修を行います。
⑥ 住民同士の支え合い活動の支援	地域住民が世代を超えて地域の高齢者を支えあえるように、ゴミ出しや掃除、買い物代行など、多様なサービスを行う団体の活動を支援します。
⑦ お元気見守りボランティアによる訪問	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域の住民で構成されたお元気見守りボランティアによる訪問活動を実施します。

¹² 地域で活用できる制度やサービス等のこと。詳しくはコラム②参照。

(4) 市民アンケートから見えること

① 認知症に関する相談窓口の認知度

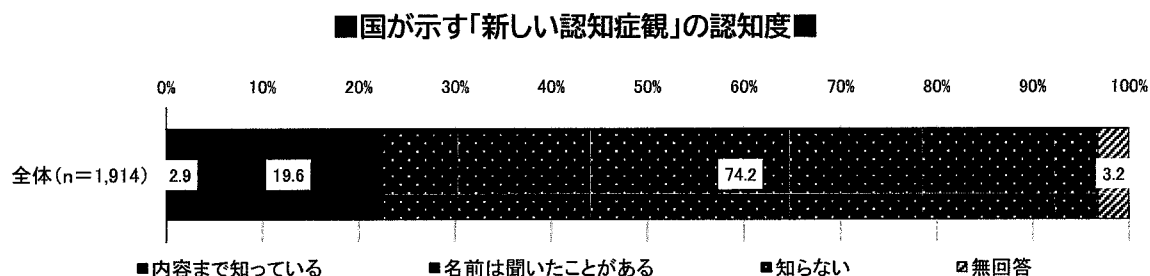
本市が実施したアンケート調査によれば、認知症に関する相談窓口を知っている人の割合は27.1%、知らない人の割合は71.8%となっています。また、相談窓口を知らない人の割合は、前回調査の70.4%から1.4ポイント上昇しています。



資料：介護予防・日常生活圏域二エズ調査

② 国が示す「新しい認知症観」の認知度

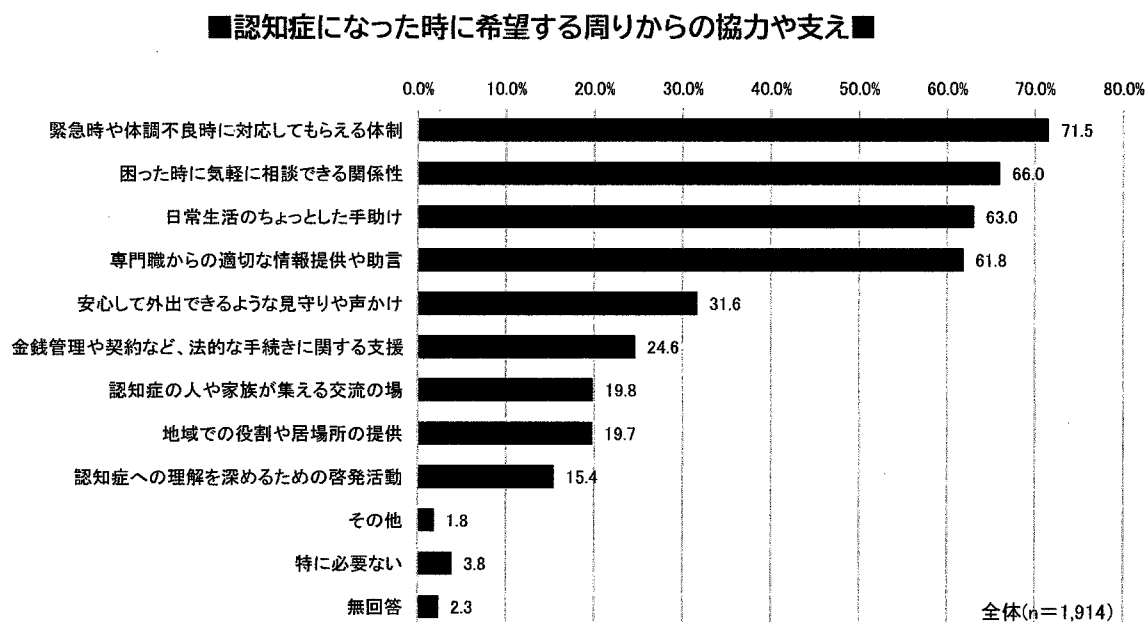
本市が実施したアンケート調査によれば、国が示す「新しい認知症観（認知症になっても、住み慣れた地域で仲間とつながりながら、自分らしい生活を続けていけるという前向きな考え方）」について、内容まで知っている人の割合は2.9%にとどまっています。



資料：介護予防・日常生活圏域二エズ調査

③ 認知症になった時に希望する周りからの協力や支え

本市が実施したアンケート調査によれば、もし自身や家族が認知症になったとき、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けるために周りからどのような支えや協力があれば心強いと感じるかに関して、「緊急時や体調不良時に対応してもらえる体制」が 71.5%で最も高く、次いで「困った時に気軽に相談できる関係性(66.0%)」、「日常生活のちょっとした手助け(63.0%)」などとなっています。



資料：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

(5) 施策の展開

1 認知症の普及啓発の推進

認知症は誰もがなりうるものであり、認知症の人や家族が安心して暮らし続けるためには、市民一人ひとりが認知症への正しい理解を深めることが重要です。

市ではこれまで、市民の認知症に対する正しい理解と適切な対応に関する知識を深めるため、地域や学校、民間企業において認知症サポーター養成講座を開催し、認知症サポーターの育成に努めてきました。

第10期計画においては、引き続き、認知症サポーターの育成に努めるとともに、認知症になっても希望を持って自分らしく暮らし続けられるよう、認知症に関する普及・啓発イベントを開催し、本人の意思や希望を尊重する「新しい認知症観」の周知に努めます。

■主な取組■

取組	事業内容
① 認知症サポーターの育成	認知症に対する正しい理解と適切な対応に関する知識を深めるため、地域や学校、民間企業において「認知症サポーター養成講座」を開催し、認知症サポーターを増やします。
② 認知症の理解を促進するイベントの開催	新しい認知症観に基づき、認知症への理解を促進するために、認知症に関する普及・啓発イベントを開催します。

■指標と目標値■

指標名	単位	現状値	令和9年度	令和10年度	令和11年度

コラム③掲載箇所

3 介護に取り組む家族等への支援

高齢者が地域で安心して暮らすためには、高齢者だけでなく、家族介護者¹⁶が心身の健康を保ちながら、仕事や地域活動、趣味などと介護との両立ができることが重要です。

近年では、子育てと介護を同時に担う「ダブルケア」や、本来は大人が担うと想定されている家族の世話などを子どもや若者が日常的に行う「ヤングケアラー」、介護を理由とする退職など、家族介護者等が抱える課題は複雑化しています。また、認知症高齢者の増加に伴い、認知症介護に関する不安や負担への対応も重要となっています。

市ではこれまで、介護に関する知識の習得や介護負担の軽減につなげるための家族介護教室のほか、家族介護者がお互いに抱えている悩みや不安を語り合える場であるお楽しみ処（認知症カフェ）等を開催してきました。

第10期計画でも、引き続き、認知症への対応等多様な介護課題に対応した学びや交流の機会を提供し、家族介護者への支援の充実を図ります。

■主な取組■

取組	事業内容
① 家族介護教室等の開催	介護知識の習得および介護者同士の交流により精神的な負担の軽減を図るために交流の場を提供します。
② お楽しみ処（認知症カフェ）の運営支援（再掲）	認知症の本人や家族が気軽に集まり、交流や相談ができるように、認知症パートナーと連携して認知症カフェの運営支援を行います。

■指標と目標値■

指標名	単位	現状値	令和9年度	令和10年度	令和11年度

¹⁶ 介護を必要とする高齢者に対して、日常的に無償で介護や世話を行っている家族や親族等をいう。

5 災害・感染症対策の推進

災害時や感染症の発生時においても、高齢者の生命の安全や健康を確保するため、日頃から災害・感染症対策に取り組む必要があります。

地震や風水害などの自然災害に備えて、市では今まで総合的な防災体制づくりを進めてきました。また、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、関係機関と連携した感染症対策に取り組んできました。

第10期計画においても、引き続き、災害時や感染症の発生時に支援を必要とする高齢者を地域で支える体制の充実を図ります。また、個別避難計画の作成に向けた検討や、福祉避難所に関する協定を締結している事業者との連携強化に取り組めます。

■主な取組■

取組	事業内容
① 避難行動要支援者への支援の充実	災害時に支援が必要な高齢者等を支援するために、「避難行動要支援者」への登録を促すとともに、発災時の情報の周知や安否確認等を行います。
② 個別避難計画の作成	避難行動要支援者が安全に避難できるように、支援の手段や支援者等を具体的に想定した個別避難計画の作成を進めます。
③ 災害時の受け入れ体制の整備	災害時に要配慮者が安全に避難できるようにするため、福祉避難所の協定を結んでいる社会福祉施設等において、受入れや運営ができるよう整備を進めていきます。
④ 感染症対応力向上研修の開催	感染症対応向上のため、介護サービス事業所職員などに向け、感染症の基礎知識や発生時の対応等、サービス継続に必要な知識等を習得する研修を開催します。

■指標と目標値■

指標名	単位	現状値	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		-			